平成２５年（フ）第７号
山口県宇部市中村３丁目12番50―101号　京納ハイツ、従前の住所山口県宇部市相生町９番12号
債務者　金杉　則義
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１６号
佐賀県西松浦郡有田町南山丁253番地８
債務者　竹下めぐみ
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１０７３号
神戸市北区藤原台中町７丁目２番８―202号
債務者　伊藤　秀典
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７４号
神戸市北区藤原台中町７丁目２番８―202号
債務者　伊藤　福代
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８８号
兵庫県三木市志染町東自由が丘１丁目190番地
債務者　菅原　一昭
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７１号
佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3448番地
債務者　西山　絢子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第３７８号
長崎県長崎市愛宕３丁目16番８号　アネックスⅠ201号
債務者　柴田えり子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４９８号
大分市須賀２丁目13番20号
債務者　長　真佐子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９０３号
宮城県宮城郡利府町青葉台１丁目29番地３
債務者　藤田　泰子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９１１号
仙台市青葉区愛子東５丁目５番16号　ハイツ・ヴェル202
債務者　高橋　寛行
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４６号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番７―406号
債務者　千葉由紀子（旧姓仲嶋）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
秋田市土崎港北３丁目10番４号
債務者　近藤　昌志
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６号
秋田県潟上市天王字上狼縁29番地２
債務者　菅原富士男
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１号
茨城県神栖市神栖３丁目１番35号メゾン星野201
債務者　西山　宗男
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第２号
茨城県鹿嶋市大字下津273番地63　大川住宅３
債務者　飛田　武男
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第３号
茨城県鹿嶋市大字下津273番地63　大川住宅３
債務者　飛田　京子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第１１号
茨城県筑西市関本中198番地　須藤住宅２号棟
債務者　栗原ます美
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３１号
茨城県古河市駒込1026番地３
債務者　大木　　龍
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部